

## 令和7年度校則

本校では生徒会を通じて、生徒が主体的に関わって校則の見直しを進めています。

### 服装と所持品

1. 本校規定のブレザー型紺上着、グレーズボン、グレースカート、キュロットを着用する。
2. 本校が定めた通学服を加工し変形したり、特別なものを着用したりしてはいけない。  
(カッターシャツを出したり、第二ボタン以下をはずしたり、靴のかかとを踏むなど、だらしない着こなしをしないこと。)
  - ア) 気候不順の時は特別に指示する。
  - イ) ブレザーの下にはインナーウェアの色が透けない、また、襟元からインナーウェアが見えないものを着用する。ブレザー、セーターとベストについては通年で使用を認める。
  - ウ) 防寒用にセーター、ベストをブレザーの下に着用する場合は、本校指定のもの、もしくは本校指定のものと同色のものを基本とする。タイツは防寒着とし、黒、薄橙色などのものを着用する。また、レギンスとニーハイは通学服に合わせて正しく着用するものとする。
  - エ) スカートの長さは、ひざがかくれる程度とする。
  - オ) ズボンを着用する際は、ベルトを着用すること。
  - カ) 靴は、運動靴で体育の授業に支障がないもの、下足箱に入るもの（ハイカットの靴下足箱に入らないので避ける）とする。上履き（本校指定のもの）でグラウンド及び土の部分に出ない。
  - キ) 靴下は、標準服に適した華美でないものとする。
  - ク) 防寒着・防寒具（マフラー、ネックウォーマー、手袋など）は、許可された期間に教室外で着用する。ただし、防寒着はブレザーの上から着ること。高価なものは避ける。
  - ケ) 頭髪はパーマ、染毛、脱色など、手を加えない。
  - コ) ネックレス、指輪、ブレスレット、ピアス、その他装飾品を身に着けない。
  - サ) マニキュア、口紅、色つきリップなど、化粧をしない。
3. 生徒証明書は必ず所持しておくこと。
4. 学習や部活動に必要でない物品、金銭、貴重品、携帯電話などは絶対に持てこない。
5. 学習道具や部活動用具などで学校に置いて良いもの以外は必ず毎日持つて帰ること。